

## 就労選択支援とは

働きたいと思っている障がいをお持ちの方が自分に合う働き方や、就労系サービスを選べるお手伝いをいたします。

「通い先をどう選べばいいかわからない…」  
「今の環境からステップアップしたい」  
そんな悩みを就労選択支援員がサポートし、就労支援機関や福祉事業所と連携しながら、あなたに合った働き方を一緒に考えていきます。

## 主たる対象者のご利用条件

知的障がい・障がい児・精神障がい者  
障がい者手帳、または  
自立支援医療受給者証をお持ちの方

## ご利用までの流れ

見学



区役所に  
受給者証の申請



ご利用開始

## \*\*アクセス\*\*



〒245-0009

横浜市泉区新橋町1387-5上村ビル2F



## お問い合わせ

TEL : 045-516-5380

E-mail : life-iz.office@life-iz.com

受付時間 9:00~17:00



ホームページ



life-iz



泉区

就労選択支援事業所

ヒアーズしんばし

# ～就労選択支援利用でできること～

あなたらしい働き方を  
4ステップで一緒に考えます

## アセスメント

あなたのことを  
教えてください

得意なこと、苦手なこと、  
どんな仕事をしてみたいかを  
教えてください  
「これができそう」と思えることを  
探していきます。



## 体験する

仕事や作業に  
ふれてみましょう



PCや軽作業といった  
様々な作業体験を通じて  
「自分に合っているだろうか？」  
を確かめることができます。

## 情報提供

色々な仕事を  
知みましょう

一般就労、支援事業所をはじめ、  
通い先候補はたくさんあります。  
お仕事内容や勤務場所など一緒に  
調べていきましょう。



## 選択する

どんな働き方を  
選びますか



ここまでを関係機関の方たちと振り返りながら、  
「あなたらしい働き方」を一緒に考え、選択しましょう。  
就労選択支援の利用期間  
利用期間は原則1ヶ月です。(場合により最長2ヶ月まで)



Q.どんな人が利用できるの？

A.現行の就労アセスメント（直Bアセス）対象の方は原則利用となりますが、通所中、就労経験がある方でも、ご希望があればどなたでも受けていただけます。

Q. 利用期間はどのくらい？

A. 原則は1か月です。その期間でアセスメントが完了しない場合は1か月更新が可能です。10日～2週間でアセスメントが完了する場合は短縮することもできます。

Q. 利用料金はかかるの？

A. 原則かかりませんが、ほかの福祉サービス同様、ご本人もしくは配偶者が前年度の住民税課税対象となっている場合は自己負担がかかる場合があります。（市区町村の障害・高齢課窓口にお問い合わせください）

Q. 就労選択支援は1度しか利用できないの？

A. ご利用者様の状況や成長に応じて何度でも利用できます。ご安心ください。

他、ご質問があれば事業所までご連絡ください。

働くことについて  
知っていきましょう！

